

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） 重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）（下線部、以下「事業」という。）は、利用者が要介護状態の予防と、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けるために実施するものとします。
- (2) 事業は、利用者の心身の状況・環境等の課題を抽出し、その課題解決のため、介護予防サービス・支援計画（以下「計画」という。）の作成等の支援を行います。その際、利用者の選択に基づいて、適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう配慮します。
- (3) 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう配慮して実施するものとします。
なお、計画の作成にあたって利用者から複数のサービス事業者等の紹介を求めることがや、計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることがあります。
- (4) 事業は、長岡京市、各地域包括支援センター、医療関係者、他のサービス事業者等との連携を図り実施するものとします。

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	長岡京市東地域包括支援センター
所在地	長岡京市神足二丁目3番1号 長岡京市立総合交流センター2階
電話番号	075-963-5508
FAX	075-958-6909
介護保険指定番号	2603000015
サービスを提供する地域	長岡京市

- (2) 事業所の職員体制

令和6年4月1日現在

職種	従事者数	勤務形態
管理者兼主任介護支援専門員（兼職）	1名	常勤で兼務
主任介護支援専門員	1名	常勤で専従
看護師	1名	常勤で兼務
社会福祉士	1名	常勤で兼務
	1名	非常勤で専従
介護支援専門員	3名	非常勤で専従

事務職員	1名	常勤で兼務
------	----	-------

(人員体制が変わる場合があります。)

(3) 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日	午前8時30分から午後5時まで
休業日	日曜日、祝日、年末29日から年始3日

3. 事業の提供方法・内容

利用者の計画の作成にあたっての居宅訪問は、原則として計画作成前とし、以後必要に応じて訪問を行い、以下のような業務を行います。

- (1) 計画の作成
- (2) サービス担当者会議の開催（必要時）
- (3) モニタリングの実施（必要時）
- (4) 介護予防に係る効果の評価
- (5) 保険給付に係る給付管理業務
- (6) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整

4. 業務の委託

- (1) 事業者は利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。
- (2) 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができます。

5. 利用料

事業に係る費用については、利用者の負担はありません。

ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合においては、下記の1ヵ月あたりの料金を利用者が支払ったうえで、サービス提供証明書を発行することになります。

サービス提供証明書を長岡市の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。

	介護予防支援	ケアマネジメント A	ケアマネジメント B
基本	4,729円	4,729円	2,364円
初回加算	3,210円	3,210円	3,210円
委託連携加算	3,210円	3,210円	—

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算（基本報酬の1%減算）

※ 業務継続計画未策定減算（基本報酬の1%減算）令和7年4月1日から適用

※ 今後、「1ヵ月あたりの料金」は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の改正等により変更となることがあります。

その他の費用として、サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当分の交通費が必要になる場合があります。

6. サービス内容に関する苦情

- (1) 長岡京市東地域包括支援センターの苦情担当
担当者名 海老原 藍
電話番号 075-963-5508
- (2) (1)以外に、長岡京市高齢介護課・京都府国民健康保険団体連合会に苦情を申し出ることができます。
- [行政機関その他苦情受付機関]
・長岡京市役所 高齢介護課 介護保険係 075-955-2059
・京都府国民健康保険団体連合会 075-354-9090
- ※ 京都府国民健康保険団体連合会は、内容によって対応できない場合があります。

7. 事故処理

事業者は、事業の実施によって賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに長岡京市へ報告します。

8. 虐待の防止に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選任します。
- (5) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じるものとします。

9. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

10. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業者は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

11. サービス利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けは一切辞退させていただきます。
- (2) 訪問の際ペットは面談の支障にならないよう、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。

12. 事業を実施している法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 小野 洋史
法人所在地	京都府長岡京市東神足二丁目15番2号
連絡先	電話 075-955-5601 FAX 075-952-2597

事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項説明書の内容を説明しました。

この契約が成立したことを明らかにするために、この契約書を2通作成し、利用者と事業者それぞれが署名押印したうえで、1通ずつ保有します。

事業者

事業所名 長岡京市東地域包括支援センター
法人名 社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会
住所 京都府長岡京市東神足二丁目15番2号
代表者名 会長 小野 洋史 

説明者



私は、事業者から事業についての契約書及び重要事項の説明を受け、同意・契約し契約書を受領しました。また、私と貴事業者との間で締結した、契約書第13条の秘密保持に関し、サービス担当者会議等において私及び私の家族の個人情報を契約の有効期間中用いることに同意しました。

年 月 日

利用者住所: 長岡京市氏名 : _____ **代理人** (代理人を選任した場合)

住所: _____

氏名 : _____ **家族**

住所: _____

氏名 : _____ 